



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003. 2. 11 No 26-30

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

PIC の責務を全うするには、

「PIC の権限が保証されていること」が

ICAO Annex の標準に明記される必要があります。

～SECURITY について考えよう～ シリーズ③

IFALPA ANNEX 17 は、ICAO ANNEX 17 (Security 関連) に対応する Manual です。

IFALPA では 2001 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロ事件を契機に、IFALPA Annex 17 の Security 対策の根本的な見直しが行われています。今回は既に改定された項目の特徴点、関連した取り組みを紹介します。

PIC は、航空機の運航において、乗客・乗員、航空機の安全について最終的な責任を有します。IFALPA では、PIC の権限としてこの議論を重要視し、明確な規定として、ICAO Annex に標準として明文化することを要請しています。

< IFALPA が ICAO 標準として要求している文章を紹介します。 >

例えば、US ALPA は、この PIC の権限の議論を早くから続けてきており、次のような主張をすでに発表していました。

PIC は次の事項を確認する責任がある。

- ・ 航空機が耐空性を保持していること。
- ・ 乗員が資格を保持していること。
- ・ 飛行計画が的確に作成されていること。
- ・ 飛行に十分な燃料を搭載していること。
- ・ 安全運航のための全ての必要事項が充たされていること。

しかしながら、現実問題として PIC は、責任(responsibility)を果たすべき、権限 (authority) を法的に保証されていませんでした。

一方、ICAO では、1963 年の東京条約で、「Authority to Aircraft Commander for offenses on board aircraft」(機内での違反行為に対する機長の権限) が定められ、具体的には、PIC に対して飛行の安全性のための次のような権限が与えられました。

- ・ 他の乗務員及び (または) 乗客に対して援助を要請 (委任) することができる。
- ・ 乗客を拘束、降機させることができる。



機長の権限について一定の進歩はあるものの、これでは航空機の Block Out まで PIC の権限は発効しません。つまり、Block Out までは、搭乗ゲートの係員が機体と乗客の搭乗の可否を統制することを認めていることとなります。

さらに、ICAO は、2001 年 11 月 1 日に ANNEX 2 (Rules of the Air) の Flight Crew Member の定義を以下のように変更しました。

PIC とは、運航に必要な任務を課せられた**運航職務中の乗務員**である。

運航職務中とは、乗務員が乗務のための**職務を始めてから、運航を終えて、全ての職務から解放されるまでの全ての時間**と定義される。

このことにより、PIC の権限が発効されるべき期間は、『航空機のドアが閉じられてから、開けられるまで』ということから、**運航職務中（職務開始から職務終了まで）**と長くなったという点で、ICAO の変更は重要です。

このような背景から、IFALPA では、今後さらに次の点について、ICAO 規定の明確化を図る必要があると認識するようになりました。

PIC としての機長は機体の安全運航を保証する最終権限を有するものである。

- ・機体が動いている間の全ての乗務員に対する最終権限を有する。
- ・飛行の前後も含め、飛行に関する全ての決定についての最終権限を有する。

従って、IFALPA は、次の ICAO DOC 8973(Security 関連専門文書で、その性格上公表されていない)の中にすでに明記されている PIC の権限に関する記述を、ICAO 標準として Annex17 に規定し、全ての ICAO 加盟国が実施できるよう ICAO に求めていくことで上記の最終権限を法的に保証しようとしています。

ICAO DOC 8973(Security Manual) para 3.13.15,

- ・PIC は、航空機の飛行中、その運航、その安全および航空機内にあるすべての人員が安全であることの責任を負う。
- ・PIC は、航空機の安全に対する最終的な権限と責務を有する。
- ・また、PIC は、国あるいは運航する航空会社が規定する基準よりさらに高い基準を適用する権利を有する。

したがって PIC は、

- a)飛行中、乗務中のすべての乗務員にたいして最高の権限を有し、同様の権限を全ての乗客に対しても有する。
- b)飛行中、抑制または命令を行うことの責務を有する。その場合 PIC はすべての乗員が適切な方法でその職責を果たすことを確認しなければならない。
- c)出発前には、飛行の安全を保障する保安対策が地上において実行されていることの確認に努めるべきである。